

国立大学法人東京医科歯科大学非常勤講師に関する規則

〔平 2 4 年 1 月 1 8 日〕
規 則 第 5 号

第 1 条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における非常勤講師に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「非常勤講師」とは、選考により、本学の教育・研究・診療の業務を委嘱された者で、常時勤務することを要しない本学の職員以外のものをいう。
- (2) 「部局等」とは、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成 1 6 年規程第 1 号）別表に規定する部局及びセンター並びに同第 3 0 条に規定するプロジェクト組織をいう。

（業務の委嘱）

第 3 条 学長は、必要に応じて、部局等における教育・研究・診療等の業務を非常勤講師に委嘱することができるものとする。

- 2 前項の委嘱は、学長と非常勤講師の間で準委任契約を締結するものとする。
- 3 非常勤講師は、業務を行う部局等に所属するものとして取り扱うものとする。

（選考）

第 4 条 非常勤講師の選考は、業務を行う部局等の教授会又は運営委員会等（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて学長が行う。

- 2 前項にかかわらず、診療の業務を行う非常勤講師の選考については、病院運営会議及び医療戦略会議の意見を聴いて学長が行う。

（委嘱の期間）

第 5 条 委嘱の期間は、個々の非常勤講師ごとにこれを定める。

（報酬）

第 6 条 非常勤講師に報酬を支給する場合は、別表のとおりとする。ただし、学長が特に必要があると認めた場合は、この額を超えて支給することができる。

- 2 前項の報酬の有無にかかわらず、実費を上限として、交通費を支給することができる。
- 3 前 2 項の報酬の有無にかかわらず、委嘱の期間において、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成 1 6 年規則第 3 6 号）第 2 1 条の 4 の要件を満たした場合は、研究特別手当相当の報酬を支給することができる。

（年齢制限）

第 7 条 非常勤講師の委嘱契約の締結は、原則として、当該非常勤講師の年齢が満 6 5 歳に達した日以後に到来する最初の 3 月 3 1 日を超えて行うことはない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 教育の業務を行う非常勤講師については、6 5 歳を超えていることを明らかにし、

- 教授会等及び教育推進協議会の意見を聴いて、学長が特に必要であると認めた場合
- (2) 研究の業務を行う非常勤講師については、65歳を超えていることを明らかにし、教授会等及び研究推進協議会の意見を聴いて、学長が特に必要であると認めた場合
- (3) 診療の業務を行う非常勤講師については、65歳を超えていることを明らかにし、医療機関等における豊富な臨床経験及び優れた臨床能力を有する者で、教授会等、業務を行う病院の病院運営会議及び医療戦略会議の意見を聴いて、学長が特に必要であると認めた場合

(委嘱の終了)

第8条 非常勤講師の委嘱は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める日をもって終了するものとする。

- (1) 委嘱の期間が満了したとき 満了日
- (2) 非常勤講師が死亡したとき 死亡日
- (3) 次条の規定により委嘱が解除された場合 学長が解除した日

(委嘱の解除)

第9条 学長は、非常勤講師が次の各号の一に該当する場合は、当該非常勤講師の委嘱を解除することができる。この場合において、学長は委嘱の解除について教授会等に意見を求めることができる。

- (1) 心身の故障により、業務を行うことが困難となった場合
- (2) 本学の信用を失墜させる行為又は業務上不適当な行為があった場合
- (3) その他やむを得ない事由により、業務を行うことが困難となった場合

(災害補償)

第10条 非常勤講師が本学の施設、設備に起因する災害及び業務上生じた災害により、損害を被った場合は、本学が加入する国立大学法人総合損害保険の範囲内で当該損害の補填を行う。

(雑則)

第11条 この規則の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月9日規則第65号）

この規則は、平成25年5月9日から施行し、平成25年4月2日から適用する。

附 則（平成26年3月31日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月8日規則第61号）

この規則は、平成26年7月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日規則第59号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別表 非常勤講師の報酬単価（第6条関係）

区 分	報 酬 額
主として教育を行う非常勤講師	1時間あたり6,000円
主として研究を行う非常勤講師	1日あたり12,000円
主として診療を行う非常勤講師	1日あたり12,000円
	半日あたり 6,000円

備考 半日とは、1日の労働時間が4時間以内のものを指す。